

第2次判定基準

1. 夜間における介護の困難性

夜間の介護の困難性を実状に基づいて判定。

| 項目 | 点数 |
|-------|----|
| 困難性 大 | 5点 |
| 困難性 中 | 3点 |
| 困難性 小 | 1点 |

2. 痴呆症状等に伴う問題行動

各項目1点で、最大5項目加算。

| 項目 | 点数 |
|-------|----|
| 攻撃的 | 1点 |
| 自傷行為 | 1点 |
| 火の取扱 | 1点 |
| 徘徊 | 1点 |
| 不穏な行為 | 1点 |
| 不潔行為 | 1点 |
| 失禁・失便 | 1点 |

3. 家族等の問題

介護する家族の介護能力を数値化。

| 項目 | 点数 |
|--------|-----|
| 介護能力なし | 10点 |
| 介護能力低い | 8点 |
| 介護能力普通 | 5点 |
| 介護能力高い | 2点 |

4. 生活の場所

入所希望者の生活の場所を判定。

| 項目 | 点数 |
|------------------------------|-----|
| 在宅 | 10点 |
| 介護保険施設(特別養護老人ホーム) | 2点 |
| 介護保険施設 (老人保健施設・介護療養型医療施設) | 5点 |
| 病院 短期入院 | 8点 |
| 病院 長期入院 | 5点 |
| その他の施設(ケアハウス等) | 8点 |
| その他の施設(グループホーム等) | 8点 |

5. 特記事項

このほかに、待機期間、家庭の状況、問題行動等の状況、介護サービスの利用状況、経済状況、本人の入所希望の状況等を勘案し、最大20点を加算することができます。

第1次判定基準

1. 介護の必要性 (10点～50点)

認定された要介護度を数値化。

| 要介護度 | 配点 |
|------|-----|
| 要介護1 | 10点 |
| 要介護2 | 20点 |
| 要介護3 | 30点 |
| 要介護4 | 40点 |
| 要介護5 | 50点 |

2. 在宅介護の困難性 (10点～50点)

在宅で介護される方の状況を数値化し、在宅での介護の困難性を判断。

①介護者の有無 (10点～50点)

| 介護者の状況 | | 配点 |
|----------------------|------------|-----|
| 介護者なし | | 50点 |
| 介護者あり (主たる介護者の年齢) | 65歳未満 | 10点 |
| | 65歳以上75歳未満 | 15点 |
| | 75歳以上 | 20点 |

②介護者の状況 (0点～20点)

| 主たる介護者の状況 | | 配点 |
|-----------|----------|-----|
| 主たる介護者 | 就労中 | 10点 |
| | 育児中 | 5点 |
| | 病弱で介護困難 | 10点 |
| | 他に介護している | 10点 |

※①に加え、②の該当する項目を最大2項目まで加算します。

※就労中とは、生計を維持するために仕事に従事している場合をいいます。

※育児中とは、未就学の乳幼児を世話している場合をいいます。

※病弱で介護困難とは、現在治療中の疾病や慢性疾患・障害等がある、その介護に応えられないことが多い場合又は既に介護認定を受けてそのサービスを利用している場合等をいいます。

※他に介護しているとは、当事者以外にも、病弱者、障害者等の世話をしている場合をいいます。